

議案第 38 号

日野町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について

日野町まち・ひと・しごと創生推進基金条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定が必要な理由と概要

1 趣旨

基金への積立てに充てる企業版ふるさと納税寄附を受け入れるための要件のひとつに、基金の設置根拠となる条例の制定が必要であるため。

2 根拠法令

【まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A（第14版）＜認定申請編＞
2025年4月1日】より

Q3-5.

地方公共団体が行う基金への積立てに対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできますか。

↓

A3-5.

地域再生計画認定申請マニュアル（各論）に示す要件・運用管理を備える基金への積立てに充てる寄附については、本税制の対象となります。

【地域再生計画認定申請マニュアル（各論）令和6年12月27日】より

⑤ 基金への積立てに係る取扱い

基金への積立てに充てる寄附については、下記のi～iiiの要件を備える基金であって、かつ、地方公共団体がiv～xの運営管理を行うものへの積立てに充てる寄附が、本税制の対象となります。

【基金の要件】

ii 当該基金の設置根拠となる条例において、その目的が事業単位で特定のもののみに限定されることが明確に定められているものであるほか、複数の事業の実施を目的とする場合には、全ての事業が地域再生計画に記載されたものであること。なお、基金を設置する場合には、事前相談において設置根拠となる条例案を提出してください。

3 内容

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として認定された地域再生計画「日野町まち・ひと・しごと創生推進事業」の事業のために法人が寄附した寄附金を活用することを目的に基金条例を設置。詳細は別紙のとおり。

4 施行期日

公布の日から施行する。

日野町まち・ひと・しごと創生推進基金条例

(設置)

- 第1条 日野町の地方創生推進に係る次の各号に定める事業の財源として、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として認定された地域再生計画「日野町まち・ひと・しごと創生推進事業」（以下「認定地域再生計画」という。）の事業のために法人が寄附した寄附金（以下「寄附金」という。）を活用することを目的に、日野町まち・ひと・しごと創生推進基金（以下「基金」という。）を設置する。
- (1) 新しい人の流れを作りながら、若い世代が住み続けることができる環境を整える事業
 - (2) 町内で安心して子どもを産み、育てる環境を整えるとともに、子どもたちの生きる力の基礎を培う事業
 - (3) 「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を推進することで、地域を支える人財を育成する事業
 - (4) 活力と魅力あふれる産業を創り、安定した雇用を創出する事業
 - (5) 誰もが心豊かで潤いのある生活や生きいきと輝き活力ある社会を実現する事業
 - (6) 町民の健康で安心・安全な暮らしを守る事業
 - (7) 町民が将来にわたって安全に安心して暮らせる事業

(積立)

- 第2条 基金として積み立てる額は寄附金のうち予算に定める額とし、認定地域再生計画の事業で支出する累計額を上回らないものとする。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

- 第4条 基金の運用から生ずる収益は、日野町一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

- 第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

- 第6条 町長は、第1条に規定する目的を達成するために、同条各号に定める事業に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

- 第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。